

## 講習会テキストダイジェスト版

## &lt;残土・汚染土コース&gt;

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

## 3-4 汚染土壌の搬出

## (1) 要措置区域等内からの汚染土壌の搬出

「要措置区域等」に指定された土地の土（土壌）は「汚染土壌」として取り扱わなければなりません。すなわち、搬出時の届け出、汚染土壌処理施設への搬出などが義務づけられています。ただし、「認定調査」を行い、基準に適合することが認定された場合は、規制対象外の土壌として搬出することが可能となります。

## (2) 搬出時の届出

汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する場合には、「搬出しようとする者」が、搬出に着手する14日前までに、搬出届出書を都道府県知事に届け出なければなりません。なお、要措置区域等の境界線を超えて移動することを「搬出」といいます。

## ① 搬出届出書

汚染土壌の区域外搬出届出書		令和3年4月10日
東京都知事 〇〇 〇〇 殿		
届出者 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル23階 環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎		
土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。		
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	トリクロロエチレン(土壌溶出量基準及び第二溶出量基準不適合0.031~0.4mg/L) 鉛(土壌含有量基準不適合160mg/kg、土壌溶出量基準不適合0.011~0.03mg/L)	
汚染土壌の体積	1,500m <sup>3</sup> (トリクロロエチレン:1,000m <sup>3</sup> 、鉛:500m <sup>3</sup> )	
汚染土壌の運搬の方法	トリクロロエチレン:陸運(自動車)→海運(船舶)→陸運(自動車) 鉛:陸運(自動車) ※ 詳細は添付書類「運搬計画書」PΔの運搬フロー図を参照	
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	㈱土壌運搬	
汚染土壌の搬出の着手予定日	令和3年5月10日	
汚染土壌の搬出の完了予定日	令和3年6月24日	
汚染土壌の運搬の完了予定日	令和3年7月24日	
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	㈱土壌運搬 〒101-0000 東京都千代田区鍛冶町〇-〇-〇 ××ビル3階 TEL:03-0000-0000 日本海運㈱ 〒107-0000 東京都港区赤坂〇-〇-〇 TEL:03-0000-0000 東北運送㈱ 〒990-0000 山形県山形市×〇町0000-0 TEL:03-0000-0000 ※ 詳細は添付書類「運搬計画書」のP〇を参照。	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先(運搬の際、積替えを行う場合に限り。)	東京埠頭㈱ 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 TEL:03-0000-0000 積替え場所の図面及び写真については添付書類「運搬計画書」PΔを参照。	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先(保管施設を用いる場合に限り。)	青森埠頭倉庫㈱ 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇 TEL:017-000-0000 保管施設の図面及び写真については添付書類「運搬計画書」PΔを参照。	
汚染土壌を処理する場合		
要措置区域等の所在地	〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇	
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	トリクロロエチレン:浄化リサイクル㈱ 鶴岡工場 鉛:土壌洗浄㈱ 川崎事業所	
汚染土壌を処理する施設の所在地	浄化リサイクル㈱ 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 土壌洗浄㈱ 川崎事業所 〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△〇-〇-〇	
処理の完了予定日	令和3年9月22日	
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合		
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地		
土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地		
土地の形質の変更の完了予定日		
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合		
要措置区域等の所在地		
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地		
土地の形質の変更の完了予定日		

【出典：汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.1版）図2.1.1-1 搬出届出書の記載例、令和3年5月】

※「搬出しようとする者」とは

搬出計画を決定する者が「搬出しようとする者」として届出を行い、管理票の交付者となります。なお、「一般的には発注者が該当する」と通知されていますが、受注者（建設業者）が搬出計画を決定する場合は、受注者が届出を行う者（搬出者）となります。（汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.1版）、2.1）

※ 令和3年5月17日に「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」が第4.1版に改訂され、搬出届出証の様式が一部変更されています。

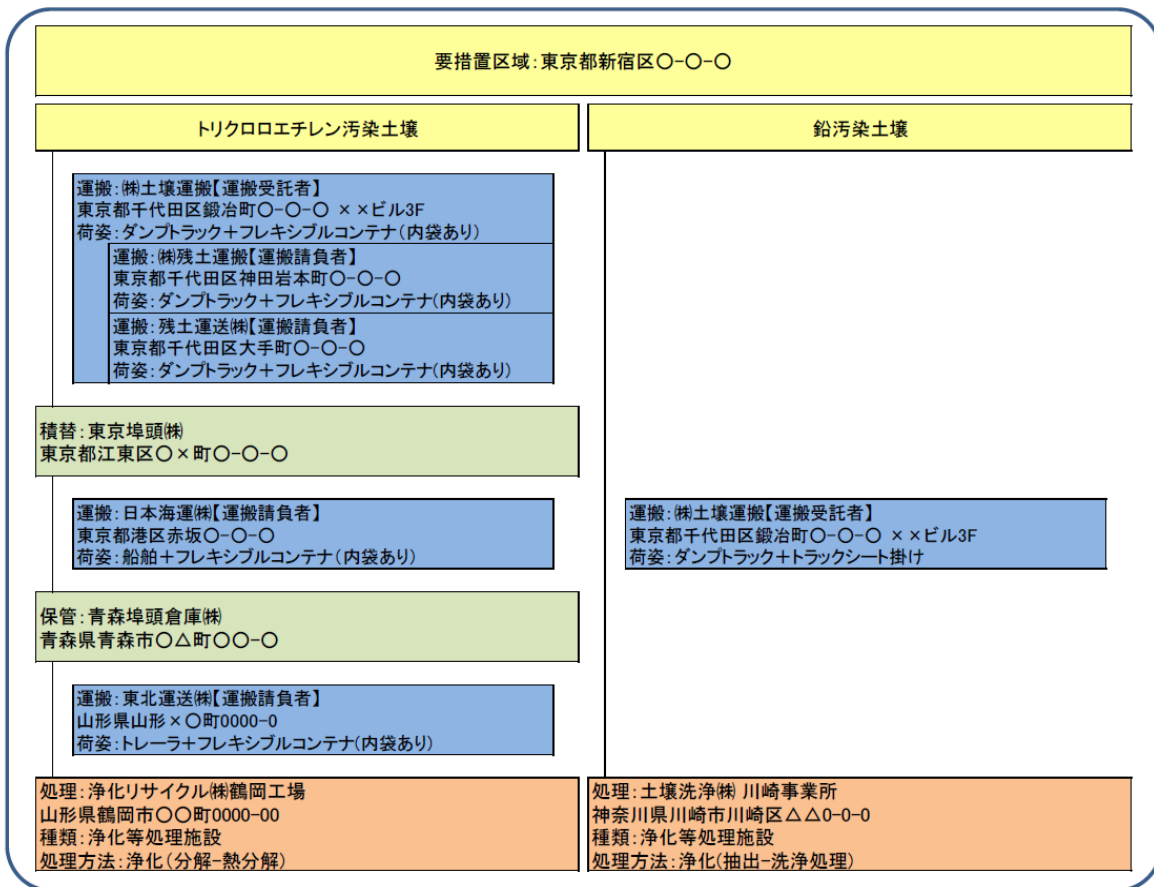
<http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

② 添付書類

主な添付書類は以下のとおりです。

- ・ 運搬計画書（運搬フロー図、積替え場所の図面及び写真、緊急連絡体制表）
  - ・ 自動車等の使用者の氏名等及び連絡先・自動車等一覧表
  - ・ 要措置区域等の図面／使用予定の管理票の写し／保管施設の構造を記した書類
  - ・ 処理業者への委託を証する書類／汚染土壌処理施設の許可証の写し
  - ・ **区域間移動する場合の添付書類等／飛び地間移動する場合の添付書類等**

運搬フロー図



【出典：汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.1版）、図2.1.1-2運搬フロー図の記載例】

自動車等の使用者の氏名等及び連絡先・自動車等一覧表

自動車等の使用者の名称等	連絡先	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
㈱土壤運搬	03-0000-0000	フルトレーラー	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり: ポリエチレン製)
㈱残土運搬	03-1111-1111	フルトレーラー	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり: ポリエチレン製)
残土運送㈱	03-2222-2222	フルトレーラー	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり: ポリエチレン製)
㈱土壤運搬	03-0000-0000	ダンプ	鉛	直積み+トラックシート(ポリエステル製)
㈱土壤運搬	03-0000-0000	ダンプ	鉛	フレキシブルコンテナ(内袋あり: ポリエチレン製)

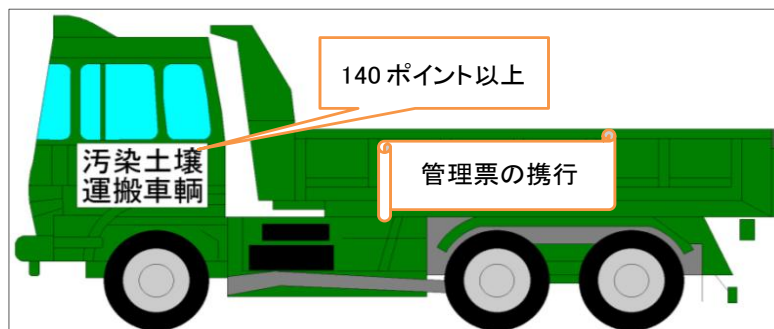
【出典：汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.1版）、図2.1.1-3自動車等の使用者の氏名等及び連絡先・自動車等一覧表】

<http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

### (3)汚染土壌の運搬

運搬基準の主な内容は以下のとおりです。

- ・自動車等の両側面に汚染土壌運搬車両の表示（140ポイント以上（約5cm）の大きさの文字）し、管理票を携行すること。
- ・汚染土壌の荷卸しは、提出した届出書に記載された場所以外で行ってはならないこと。
- ・汚染土壌の引渡しは、搬出時の届出書に記載された者以外に行ってはならないこと。
- ・汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から30日以内に終了すること。
- ・運搬の過程で汚染土壌から岩、コンクリートくずなどを分別しないこと。
- ・汚染土壌の積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。
- ・汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。
  - ・周囲に囲いが設けられていること。
  - ・見やすい箇所に、以下の掲示板が設けられていること。
    - ・大きさが縦及び横それぞれ60cm以上であること。
    - ・保管施設である旨、管理者の氏名、名称、連絡先が表示されていること。



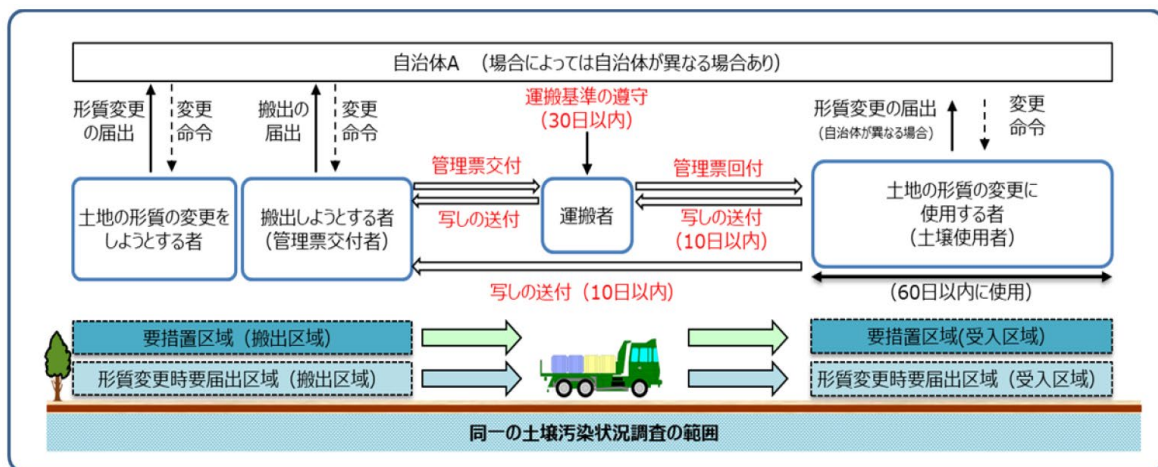
### (4)飛び地間移動と区域間移動（汚染土壌処理施設以外への搬出）

汚染土壌を要措置区域等外に搬出する場合は、その処理を都道府県知事等の許可を受けた汚染土壌処理業者に委託し、当該業者の汚染土壌処理施設に搬入しなければなりません。ただし、法改正により、例外として飛び地間移動と区域間移動が定められたところです。

#### ①飛び地間移動（法第18条第1項第3号）

飛び地間移動とは、同一契機で行われた土壌汚染状況調査の対象地内であれば、飛び地になって区域指定された区域間の土壌の移動を可能としたものです。

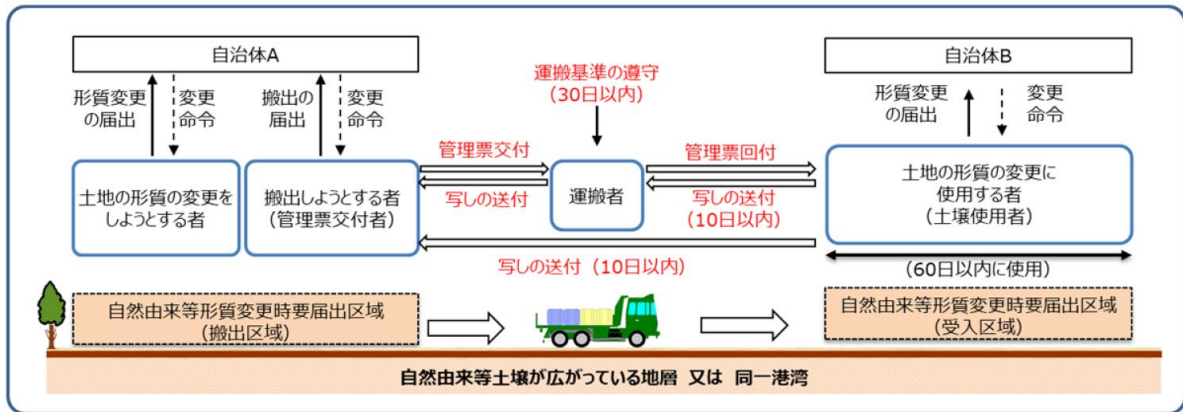
従来は、同一の敷地であっても、飛び地で区域指定されている場合、土壌の移動が認められないため、その間の土地を法第14条の申請を行い、連続した区域として移動を可能とすることが行われていたが、この申請を行わずに飛び地間での移動が可能となります。ただし、要措置区域から形質変更時届出区域や、形質変更時届出区域から要措置区域への移動はできません。



【出典：汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.1版）、図 1.5.4-1飛び地間移動の制度の概要】

## ②区域間移動 (法第18条第1項第2号)

自然由来特例区域及び埋立地特例区域から発生する基準不適合土壌は、汚染の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していますが、従来は、近隣の同様の区域への搬出が制限されているため、仮置きもできない状態でした。このような土壌について、法改正により、一定の要件を満たした場合、届出の上、嵩上げ等に使用する目的で区域間での移動が可能となります。



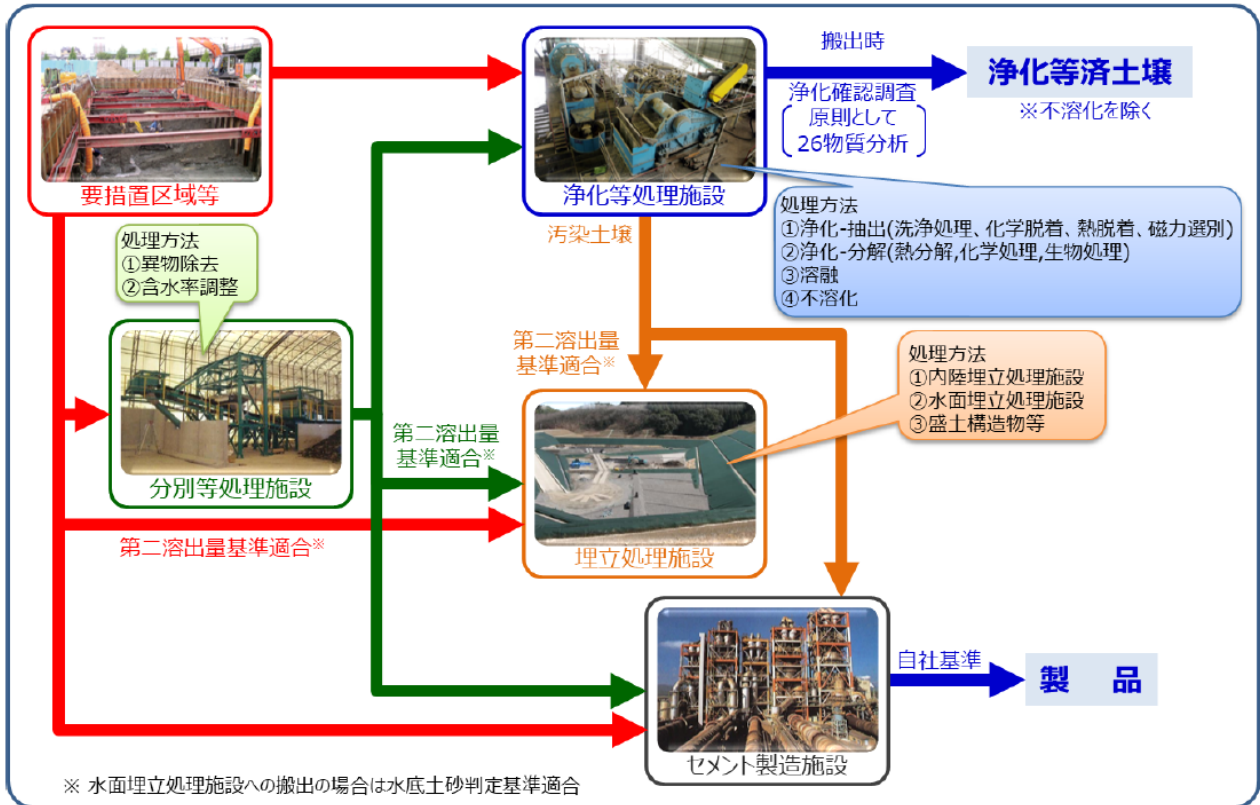
【出典：汚染土壌の運搬に関するガイドライン (改訂第4.1版)、図 1.5.5-1区域間移動の制度の概要】

## (5)汚染土壌の処理

汚染土壌を要措置区域等外に搬出する場合は、その処理を都道府県知事等の許可を受けた汚染土壌処理業者に委託し、当該業者の汚染土壌処理施設に搬入しなければなりません。また、汚染土壌の処理は、汚染土壌処理施設に搬入された日から60日以内に終了しなければなりません。

① 浄化等処理施設 汚染土壌の浄化、溶解または不溶化を行う施設 ・浄化：汚染土壌に含まれる特定有害物質を抽出、分解より除去 ・溶解：汚染土壌を加熱することにより変化させて生成した物質に、当該特定有害物質を封じ込め ・不溶化：薬剤の注入等により特定有害物質が溶出しないうように汚染土壌の性状を変更
② セメント製造施設 汚染土壌を原材料としてセメントを製造する施設
③ 埋立処理施設 汚染土壌の埋立てを行うための施設 (管理型最終処分場に相当)
④ 分別等処理施設 汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、または汚染土壌の含水率を調整するための施設
⑤ <u>自然由来等土壌利用施設</u> a) <u>自然由来等土壌構造物利用施設</u> ・ <u>自然由来等土壌を盛土材料又はその他の材料として利用し、土木構造物を設置するための施設 (飛散等及び地下浸透により新たな地下水汚染を防止するために必要な措置が講じられた施設であって、他法令により維持管理の方法の基準が定められているものに限る。)</u> として都道府県知事が認める施設 ・ <u>具体的には、道路法に規定する道路や港湾法に規定する港湾施設 (臨港交通施設) である港湾道路等</u> b) <u>自然由来等土壌海面埋立施設</u> <u>水底土砂判定基準に適合した自然由来等土壌を用いて海面への埋立を行う施設</u>

要措置区域等から搬出される汚染土壌の流れ



【出典：汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第4版）、図1.6.1-1要措置区域等から搬出される汚染土壌の流れ、環境省、平成31年3月】

※環境省はホームページに汚染土壌処理業者の一覧表を公表しています。

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者一覧 <http://www.env.go.jp/water/dojo/wpc1.html>

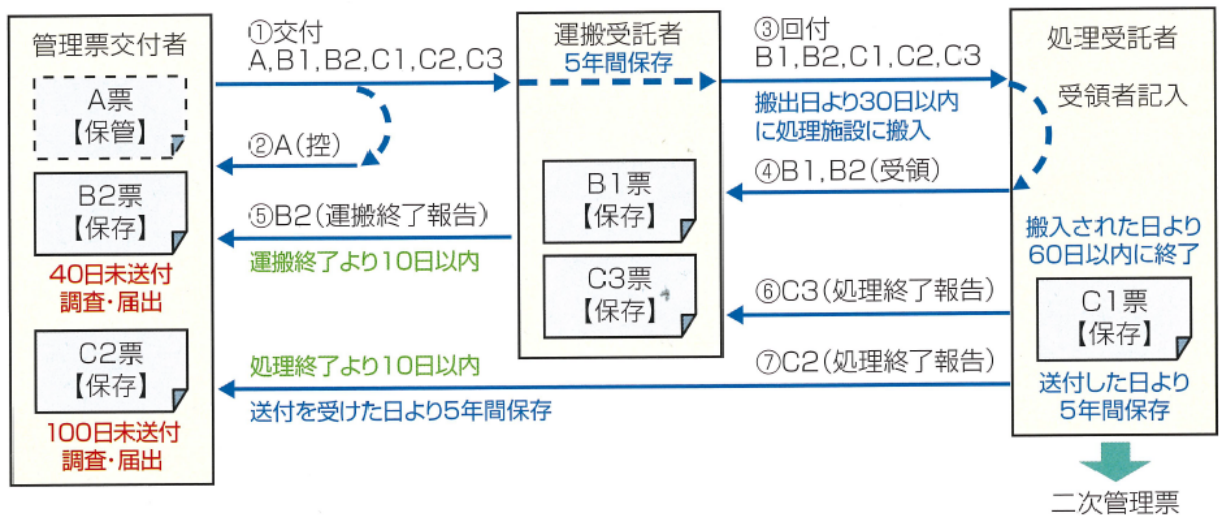
(6)管理票の交付

汚染土壌を搬出する場合は管理票を交付しなければなりません。

- ・管理票交付者は管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。
- ・一定期間（運搬40日間、処理100日間）内に写しの送付を受けない場合、管理票交付者は都道府県等に届け出なければなりません。

※法改正により、電磁記録による管理票の保存も可能となっています。

<管理票の流れ>



(出典：汚染土壌の取扱いについて、(一社)日本建設業連合会、令和2年9月)

<管理票の記入例 (汚染土壌処理施設に搬出する場合) >

(管理票交付者、運搬受託者、処理受託者が記入：処理完了時の管理票)

管理票				整理番号
様式第二十九 (第六十七条第二項関係)				000001
氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名 <b>ア 建設土木株式会社</b> 代表取締役社長 建設太郎 〒100-0000 東京都千代田区西ヶ岡○-○-○ ○×ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称 <b>イ 株式会社土壌運搬</b> 〒100-0000 東京都千代田区鍛冶町 ○-○-○ ××ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称 <b>ウ 浄化リサイクル株式会社</b> 〒997-0000 山形県鶴岡市○町 0000-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000	氏名 <b>エ 土木 一郎</b>	交付年月日 <b>オ 2019 年 5 月 1 日</b>
住所及び連絡先	住所及び連絡先	住所及び連絡先	住所及び連絡先	交付番号 <b>カ 第 01-0001</b>
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はシ点を記入)				汚染土壌の荷姿 <b>キ フレキシブルコンテナ (内袋あり)</b>
溶出基準 第二溶出基準 <input type="checkbox"/> クロロエチレン <input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン <input type="checkbox"/> ジクロロメタン <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン	<input checked="" type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン (0.4mg/L) <input type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> チオベンカルブ <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> PCB <input type="checkbox"/> 有機りん化合物	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物 <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物 <input type="checkbox"/> セレン及びその化合物 <input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物 <input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物 <input type="checkbox"/> 珪素及びその化合物 <input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物	含有量基準 汚染土壌の体積 <b>ク 6 m<sup>3</sup></b>	汚染土壌の重量 <b>ス 10 kg</b>
要措置区域等の所在地 (自然由来等汚染土壌の発生区域又は要措置区域の所在地) <b>ク 〒163-0000 東京都新宿区○町○-○-○</b> ▲工業 新宿事業所	積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 名称及び所在地 所管者の氏名又は名称 連絡先 <b>サ 〒135-0000 東京都江東区○×町○-○-○ 東京埠頭株式会社</b> TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名 自動車等の番号 担当者氏名 <b>セ 足立 100 あ 00-00 株式会社土壌運輸 道野 通</b>	運搬区間 要措置区域 (新宿区○×町) ↓ 東京埠頭 (東京都江東区○×町) ↓ 青森埠頭倉庫 (青森県青森市○×町)	引渡し年月日 <b>タ 2019 年 5 月 6 日</b>
積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 名称及び所在地 所管者の氏名又は名称 連絡先 <b>チ 〒030-0000 青森県青森市○△町○-○-○ 青森埠頭倉庫株式会社</b> TEL 017-000-0000 FAX 017-000-0000	積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所 名称及び所在地 所管者の氏名又は名称 連絡先 <b>リ 〒030-0000 青森県青森市○△町○-○-○ 青森埠頭倉庫株式会社</b> TEL 017-000-0000 FAX 017-000-0000	自動車等の番号 担当者氏名 <b>ニ 日本海運株式会社 海野 渡</b>	運搬区間 東京埠頭 (東京都江東区○×町) ↓ 青森埠頭倉庫 (青森県青森市○×町)	引渡し年月日 <b>ト 2019 年 5 月 11 日</b>
汚染土壌処理施設の名称及び所在地 (搬出の汚染土壌の発生区域又は要措置区域の所在地) 名称 所在地 許可番号 <b>ニ 浄化リサイクル株式会社 鶴岡工場</b> 〒997-0000 山形県鶴岡市○町0000-00 第○○○○○○○○○○号	自動車等の番号 担当者氏名 <b>ヒ 青森 100 あ 00-00 東北運送株式会社 坂田 昇</b>	運搬区間 青森埠頭倉庫 (青森県青森市○△町) ↓ 浄化リサイクル株式会社鶴岡工場 (山形県鶴岡市○町)	引渡し年月日 <b>ト 2019 年 5 月 15 日</b>	
引渡しを受けた者の氏名 <b>チ 門田 守</b>	処理担当者の氏名 (上記の処理の変更をした者) <b>ツ 土野 清</b>	処理方法 (上記の処理の変更の方法) <b>テ 浄化-分解 (熱分解)</b>	処理終了年月日 (上記の処理の変更を終了した年月日) <b>ト 2019 年 6 月 20 日</b>	
運搬受託者からの返送確認日 <b>ナ 2019 年 5 月 20 日</b>	処理受託者 (上記の処理の変更を行った者)からの返送確認日 <b>ニ 2019 年 6 月 25 日</b>	備考		

【出典：汚染土壌の運搬に関するガイドライン (改訂第4.1版) Appendix1】  
 ※管理票の購入等に関する問合せ先：社団法人 土壌環境センター

(7) 法対象外の汚染された土壌等の取扱い

要措置区域等の範囲外の土地から基準に適合しない土壌 (基準不適合土壌) を搬出する場合については、法の規制対象とはなりません。環境省の通知するとおり法に定める規定 (法第4章：汚染土壌の搬出等に関する規制) に準じて、適切に取り扱う必要があります。

【出典：汚染土壌の運搬に関するガイドライン (改訂第4.1版) 第6章】  
 【出典：汚染土壌の処理業に関するガイドライン (改訂第4.1版)、第9章】

<トラブル事例>  
 ○土壌汚染の事実を知りながらマンションを販売したとして、不動産会社が宅建業法違反 (重要事項の不告知) の容疑で書類送検された。

(建設現場従事者の) 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 のご案内

<産業廃棄物コース> <残土・汚染土コース> <総合管理コース>  
 【お問い合わせ先】 (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155  
 ■講習会のホームページ <http://www.sanpainet.or.jp/service06.php?id=2>